

北陸地方建設リサイクル推進計画2015の概要

平成27年6月

北陸地方建設副産物対策連絡協議会

1. 本計画の位置づけ

(1) 計画策定の背景と目的

①背景

・社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要がある。

②計画の目的

・全国版となる「建設リサイクル推進計画2014」がH26.9に策定された。

・建設リサイクルの状況は地域によって異なるため、各地方建設副産物対策連絡協議会において各地方の計画を策定することが必要。

・国および北陸地方の各県、市町村等のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、北陸地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「北陸地方建設リサイクル推進計画2015」を策定する。

(2) 計画の実施主体と対象

・計画の実施主体は、北陸地方建設副産物対策連絡協議会の構成機関が実施する全ての建設工事を対象

・計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4カ年とする。

(3) 計画のフォローアップ

① 実施方法

・目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況は、毎年建設副産物物流のモニタリング調査や、従来からの建設副産物実態調査等により把握・評価する。

・これらのフォローアップや取組み、施策の具体化にあたっては、「北陸地方建設副産物対策連絡協議会」の構成機関の意見等も踏まえ、効果的な施策の実施を図る。

② 計画の見直し

・見直しは、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて行う。

2. 北陸地方において中期的に目指すべき方向性 (1/5)

(1) 主要課題

- ① 将来的な建設副産物の発生量の増加への対応
 - ・更新・解体工事の増加に伴う建設副産物の発生量の増加が想定され、再生資材についてより一層の利用を図る
 - ・河道掘削工事等に伴い大量発生が見込まれる掘削土砂についても、その有効利用の促進が必要
 - ・建設リサイクル水準を維持するため、個別品目毎のリサイクル阻害要因に対する解決方を重点的に実施
 - ・将来的な大規模災害の発生に備えた、災害廃棄物を建設資材として円滑に利用できる体制の構築も有効

- ② 循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献
 - ・「第4次環境基本計画」における中長期的な目標として廃棄物等については、天然資源消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指すとして、
 - ①発生抑制、②適正な循環利用の促進、③循環利用が行われない場合の適正な処分の確保、を示している。

 - ・「第3次循環型社会形成推進基本計画」における「地域循環圏の構築」は、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていく「地域循環圏」を重層的に形成させていく方向性が示されている。

 - ・また建設副産物は、その重量や容積が大きいと、広域的なリサイクルに当たっては輸送コストや環境負荷に留意すべき循環資源もあるが、今後は地域内での需給バランスにも配慮しつつ、地域毎・品目毎に適切なリサイクルを推進することも必要となってくる。

 - ・国土交通省が平成26年3月に策定した「国土交通省環境行動計画」においては、今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」の1つの柱として、「循環型社会の形成に向けた取組の推進」を位置づけている。

 - ・これらの考え方を基本としつつ、建設リサイクル推進計画2008で示した「関係者の意識の向上と連携強化」、「持続可能な社会を実現するための他の環境施策との統合的展開」、「民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」の観点の施策を引き続き推進する。

2. 北陸地方において中期的に目指すべき方向性 (2/5)

(2) 品目毎の課題 (1/2)

1) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

課題1: 再生砕石等の需給状況(施設毎の不足や余剰)の把握が必要

要因1: 今後の社会資本の老朽化に伴う維持管理、更新型工事の増大による、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の増加懸念。

2) 建設発生木材

課題1: 直接最終処分11%を再資源化施設等へ搬出できていない

課題2: 焼却施設での熱エネルギー回収の促進が必要

要因1: 新築・増改築(木材)の再資源化・縮減率が低い。
要因2: 熱回収システムの導入効果への理解が十分浸透していない。
要因3: 再資源化が困難な有害物質を含む建設発生木材が、場外排出量に含まれている。
要因4: 現場近隣に再資源化施設や熱回収施設が存在しないのではないか。

3) 建設汚泥

課題1: 直接最終処分13%を再資源化施設へ搬出できていない

課題2: 施設経由処分2%の再資源化を促進できていない

要因1: 特定の地域や事業種で再資源化・縮減率の低い所がある。
要因2: 施設内の再資源化・縮減率(当該施設が受け入れた各建設廃棄物の総量に対する再資源化及び縮減された量の割合)が低い施設が一部存在する。(平成24年度建設副産物実態調査詳細データより確認)

2. 北陸地方において中期的に目指すべき方向性 (3/5)

(2) 品目毎の課題 (2/2)

4) 建設混合廃棄物

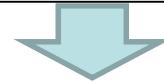
課題1: 直接最終処分28%が再資源化施設等へ搬出できていない
課題2: 施設経由処分12%の再資源化を促進できていない
課題3: 指標が工事量に影響され、適切な評価が困難



要因1: 直接最終処分している建設混合廃棄物は、新築・増改築、解体現場からのものが多い。
要因2: 他品目に比べて再生処理の技術的・人的な手間が大きい。
要因3: 施設毎に再資源化・縮減率(当該施設が受け入れた各建設廃棄物の総量に対する再資源化及び縮減された量の割合)が異なる。(平成24年度建設副産物実態調査詳細データより確認)
要因4: 経済動向や社会情勢等により建設工事量が変動する。

5) 建設発生土

課題1: 内陸受入地搬出58%が工事間利用できていない



要因1: これまでの工事間利用調整は公共機関のみで実施しており、民間事業者との連携が不十分

2. 北陸地方において中期的に目指すべき方向性 (4/5)

(3) 目標設定 (1/2)

1) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

【平成24年度実態調査結果、実績値】

- ・アスファルト・コンクリート塊 : 98.7% (再資源化率)
- ・コンクリート塊 : 98.8% (再資源化率)
- ・平成24年度目標値98%を**達成**

【平成30年度目標値】

- ・再資源化率 : **99%以上 (全国99%以上)**
- ・現指標の再資源化率が低下しないように1ポイント上げた値に設定する。

2) 建設発生木材

【平成24年度実態調査結果、実績値】

- ・建設発生木材 : 88.4% (再資源化・縮減率)
- ・平成24年度目標値95%を**未達成**

【平成30年度目標値】

- ・再資源化・縮減率 : **95%以上 (全国95%以上)**
- ・目標達成できなかったことから、これまでの目標値を引き続き設定する。

3) 建設汚泥

【平成24年度実態調査結果、実績値】

- ・建設汚泥 : 85.6% (再資源化・縮減率)
- ・平成24年度目標値94%を**未達成**

【平成30年度目標値】

- ・再資源化・縮減率 : **94%以上 (全国90%以上)**
- ・目標達成できなかったことから、これまでの目標値を引き続き設定する。

2. 北陸地方において中期的に目指すべき方向性 (4/5)

(3) 目標設定 (2/2)

4) 建設混合廃棄物

【平成24年度実態調査結果、実績値】

・建設混合廃棄物 : 11万トン(排出量)

・平成24年度目標値6.3万トンを未達成

＜参考＞

・建設混合廃棄物 : 2.8%(排出率)

・ : 60.4%(再資源化・縮減率)

【平成30年度目標値】

・排出率: 3.0%以下(全国3.5%以下)

・再資源化・縮減率: 60%以上(全国60%以上)

・今までの建設混合廃棄物の排出量から、工事量変動の影響を受けない排出率に指標を変更する。

・建設混合廃棄物自体の再資源化・縮減の向上を図る観点から、再資源化・縮減率についても目標設定する。

・建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、その割合が低下しない方向で目標値を設定する。

5) 建設廃棄物全体

【平成24年度実態調査結果、実績値】

・建設廃棄物全体 : 96.3%(再資源化・縮減率)

・平成24年度目標値96%を達成

【平成30年度目標値】

・再資源化・縮減率: 96%以上(全国96%以上)

・再資源化率・縮減率が低下しないようこれまでの目標値を引き続き設定する。

6) 建設発生土

【平成24年度実態調査結果、実績値】

・建設発生土 : 88.8%(利用率)

・平成24年度目標値85%を達成

【参考】

・有効利用率: $73.1\% + \alpha \doteq 82\%$

+αは内陸受入地分の内、採石場跡地復旧や農地受入等分(αを内陸受入地分の1/3と仮定し計算)

【平成30年度目標値】

・有効利用率: 80%以上(全国80%以上)

・これまでの「建設発生土利用率」から「建設発生土有効利用率」(工事間利用だけでなく、採石場跡地復旧や農地受入等も加えた割合)に指標を変更の上、目標設定する。

・建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用を促進するため、その割合が低下しないよう目標値を設定する。

(3) 目標設定 (一覽)		平成24年度		全国推進計画 2014の H30年度目標	北陸地方推進計画2015	
		目標	実績		平成30年度目標	目標達成の確度を高めるための方策(例)
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	98%以上 (全国 98%以上)	98.7% (全国 99.5%)	99%以上	99%以上	再資源化・縮減率の高い優良な施設への搬出推進
	再資源化率	98%以上 (全国 98%以上)	98.8% (全国 99.3%)	99%以上	99%以上	再資源化・縮減率の高い優良な施設への搬出推進
建設発生 木材	再資源化・縮減率	95%以上 (全国 95%以上)	88.4% (全国 94.4%)	95%以上	95%以上	再資源化施設への搬出推進による直接最終処分軽減の徹底、チップ化、サーマルリサイクルの推進
建設汚泥	再資源化・縮減率	94%以上 (全国 82%以上)	85.6% (全国 85.0%)	90%以上	94%以上	処理・改良を行ってリサイクルしている再資源化施設への搬出促進
建設混合 廃棄物	排出率 ※1 (基準見直し)	— (全国 —)	2.8% (全国 3.9%)	3.5%以下	3.0%以下	これまで通り現場分別を徹底する。
	再資源化・縮減率 (基準見直し)	— (全国 —)	60.4% (全国 58.2%)	60%以上	60%以上	再資源化・縮減率の高い優良な施設への搬出推進
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上 (全国 94%以上)	96.3% (全国 96.0%)	96%以上	96%以上	
建設発生土	建設発生土有効利用率 ※2 (基準見直し)	— (全国 —)	— (73.1% ※3) (全国 68.5% ※3)	80%以上	80%以上	再利用する内陸受入地等需要の確保 官民マッチングのあり方等を検討

※1: 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2: 建設発生土発生量に対する現場内利用量に、採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

※3: 参考実績値: 建設発生土発生量に対する現場内利用量のみの有効利用量の割合 (採石場跡地復旧、農地受入等を加えない)

3. 北陸地方において新たに取り組むべき重点施策 (1/2)

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

- ①全国版の重点施策である「建設副産物物流のモニタリング」を、建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出要因を把握するため民間も含め受発注者と連携して取り組む。
- ②北陸地方の各県、市町村等や産業廃棄物業界等の関係者と連携し取り組む「建設副産物物流のモニタリング」を通じて再生クラッシュランのストック状況等の物流を把握し、そのデータを基に必要に応じて利用徹底・拡大を推進する。

(2) 建設発生木材の再資源化・縮減の促進

- ①再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、熱エネルギーの回収を促すための先進的な導入事例・効果の周知を図る。

(3) 工事前段階における発生抑制の検討促進

- ①個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において実施可能な建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討する。民間も含めた発注者や設計者に対して同様の対応を働きかける。

(4) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

- ①建設混合廃棄物の排出削減を促進のため、民間も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出の徹底を要請し、取り組みを推進する。
- ②建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、民間も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請し、取り組みを推進する。
- ③再資源化を推進するため、個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を適切に把握し、建設混合廃棄物や建設発生木材、建設汚泥の優良な再資源化施設への搬出を推進する。民間も含めた同様の対応を働きかける。

3. 北陸地方において新たに取り組むべき重点施策 (2/2)

(5) 建設工事における再生資材の利用促進

- ①建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、先進的な利用事例(自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など)を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。
- ②資材製造者等の関係者に対して、民間も含めた受発注者が再生資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。
- ③グリーン購入法に基づく特定調達品目の使用を、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、積極的に推進する。

(6) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

- ①建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するための全国版の重点施策である「建設発生土の試行マッチング」の取り組みについて、民間も含めた受発注者に対してもシステムへの参画を働きかける。

4. 北陸地方において建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策 (1/3)

(1) 情報管理と物流管理

- ・電子マニフェスト等を活用した建設副産物物流の「見える化」の推進
- ・住宅履歴情報(設計情報、材料、資材製造者等)の整備の推進

(2) 関係者の連携強化

- ・資材製造者を交えた意見交換会の実施
- ・北陸地方建設副産物対策連絡協議会の開催
- ・建設リサイクル各種施策における関係者との連携の推進
- ・建設発生土情報交換システム・建設副産物情報交換システムの積極的な導入・活用
- ・公共事業におけるリサイクル原則化ルールの徹底
- ・公共工事土量調査の実施

(3) 理解と参画の推進

- ・建設副産物実態調査の実施による実態の把握
- ・ポスター等による建設リサイクルへの取組状況のPR
- ・3R推進功労者等表彰、3Rモデル工事の広報・充実
- ・建設リサイクルに関する広報活動の継続的实施
- ・契約時における分別解体、再資源化、適正処理等の内容及び費用の内訳の明示
- ・適正な費用負担に関する情報提供、啓発
- ・建設リサイクルに関する講習会や研修の実施

4. 北陸地方において建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策 (2/3)

(4) 建設リサイクル市場の育成

- ・質の高い建設リサイクルを推進している企業の情報収集と情報発信
- ・地域内循環の基本として、地域での需給バランス均衡に関する情報収集と情報発信

(5) 技術開発の推進

- ・NETIS等の活用による民間企業の技術開発の促進と開発された技術が広く活用されるための広報
- ・3R推進功労者等表彰、3Rモデル工事の広報・充実

(6) 発生抑制

- ・予防保全の実施等による構造物の延命化等、戦略的維持管理の推進
- ・住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取り組みの推進
- ・官庁施設について適切な維持保全を図ると共に、既存建築物の構造躯体などを再利用することで廃棄物の発生抑制等を促進するリノベーション事業を推進
- ・既存ストックを有効活用したまちづくり、社会環境変化を見越したまちづくりについての啓発
- ・リサイクル計画書の作成にあたり発生抑制の検討を十分に行うなど、建設工事の計画から完了に至る各執行段階において「建設リサイクルガイドライン」や通達等の遵守を徹底

(7) 現場分別

- ・現場作業員の教育の強化
- ・解体業界への分別解体技術の普及・教育、指導の推進
- ・適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実
- ・建設リサイクル法に基づく分別解体等の実施、対象建設工事届出等の手続き等の励行、解体工事事業者の登録の徹底

4. 北陸地方において建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策 (3/3)

(8)再資源化・縮減

- アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊
 - ・建設副産物実態調査の実施による実態の把握と整理
 - ・排水性舗装の再生利用、劣化アスファルトの再生利用に関する研究を必要に応じて取り組む
- 建設発生木材
 - ・木材チップについてマテリアルリサイクルが優先されるよう啓発
- 建設汚泥
 - ・建設汚泥処理土と建設発生土の総合的な有効利用
 - ・公共工事におけるグリーン調達方針に基づく建設汚泥を再生した処理土の調達推進
 - ・建設汚泥の再生利用認定制度等の活用
- その他の建設廃棄物、建設混合廃棄物
 - ・廃石膏ボードのリサイクルの推進
 - ・建設副産物実態調査の実施による実態の把握(再掲)
 - ・建設混合廃棄物の分別・再資源化状況、最終処分状況の実態の把握
- 建設発生土
 - ・公共工事土量調査の実施
 - ・建設発生土情報交換システムの積極的な導入・活用

(9)適正処理

- ・公共工事における電子マニフェストの普及推進

(10)再使用・再生資源の利用

- ・建設資材等の再使用の実績や先進事例の収集とその周知
- ・グリーン購入法のPRと運用の徹底